



秋も深まり、昼夜の寒暖差も大きくなり、そろそろ冬着の支度をはじめの頃となりました。

先月 11 日より、新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置が大幅に見直され、新規入国制限・検査が大幅に緩和され、入国数上限も撤廃されました。

技能実習生の入国に関しても、ほぼ水際対策前の状況に戻り、入国後講習～配属までがスムーズに行えており、面接～入国までにかかる時間もほぼ通常時にもどりつつあります。

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



■技能実習生の失踪防止について

最近の社会経済活動の活発化に連動するように、技能実習生の失踪が増加する傾向が見受けられます。技能実習生の失踪には様々な理由がありますが、そのうちのいくつかについては、技能実習生への気配り、対応で防げるものがあります。

実習実施者によっては技能実習生に対する偏見（見下したりバカにした意識）や人権侵害行為（暴言、暴力、差別的な扱いなど）があげられます。「どうせ数年でいなくなる」「安く雇った外国人」といった考え方で接していると、失踪に至ってしまいます。

技能実習生を受け入れる実習実施者の皆様においては、このような状況においても来てくれた技能実習生の心情や誠意に敬意をはらい、暖かく迎え入れ、有意義な生活や生産活動ができるよう、以下の点を心得ていただきますようお願いいたします。

- ①「もし、自分が外国で働く技能実習生だったら」を考えてみてください。
- ②来てくれた技能実習生に対し、日頃から感謝の気持ちを持って接してください。
- ③どこの国の技能実習生に対しても偏見を持たず、平等に接してください。
- ④丁寧な指導を心がけてください。（やってみせ、言って聞かせてさせてみて、ホメてやらねば人は動かず）
- ⑤言葉が通じなくても、表情や言動で伝わります。

また、**最近では円安により、技能実習生が母国へ送金する際に、現地通貨での金額が面接時の想定より目減りしてしまうことや、**ネットなどの情報などで自分の賃金額を他と比較して不満をもち、失踪にいたってしまうこともあります。賃金額、宿舍費用等の見直しなども、失踪防止には有効な手段となります。

技能実習生は貴重な戦力です。生産性向上のためにも上手な対応をお願いいたします。

■技能実習生の人権尊重について(周知：外国人技能実習機構より)

今般、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議により「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月)が策定されました。ガイドラインにおいては**技能実習に関する記載も含まれています。**実習実施者・監理団体の皆様におかれましては、ガイドラインを踏まえ**技能実習生の人権尊重のための取組を実施**していただきますようお願いいたします。

◆脆弱な立場にある技能実習生への対応

技能実習生に対して、脆弱な立場の従業員における人権課題一般(例：外国人や女性であることのみを理由とした賃金差別)や、労働環境等について、ヒアリング等の調査を実施し、特定された課題に対応する。また、調査に当たっては、対象者にとってコミュニケーションが容易な言語を用いる。

◆賃金未払い・不当な徴収について

技能実習生との合意に基づかない家賃や光熱水費の天引きが行われていたり、残業・休日出勤・夜間労働に係る割増賃金の支払いが適切に行われていなかったりした場合、それらの内容については是正し、丁寧な説明をした上で技能実習生の承諾を得るとともに、未払金を即座に支払う。

(※参考資料) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>



■技能実習責任者の養成講習受講に係る取扱いについて(周知：外国人技能実習機構より)

技能実習生を受入れるための条件の一つとして、**技能実習責任者については、過去3年以内に養成講習を修了した者であることが必要**となっています。

新型コロナウイルス感染症に関する特例措置として、講習の延期などにより技能実習責任者に養成講習を受講させることが困難となった場合には、当初の受講予定と今後の受講見込みを記載した資料を添付の上で認定申請を行い、講習を受講した後、養成講習を修了したことを証明する書類を速やかに提出する取扱いとしておりました。

令和4年11月1日以降はこれを廃止し、同日以降に技能実習計画の認定の申請があったものについては、技能実習責任者に対する養成講習を修了したことを証明する書類の提出が必要となります。

組合では、**新規受入および、今後更新が必要な実習実施者の皆様につきまして、必要な随時養成講習の申込手続き、講習のご案内をいたします。**講習のスケジュール調整など皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



■組合による監査を実施いたします(2022年11月度)

11月8日から組合による監査を実施いたします。各受入企業の訪問日程は、すでに**配布している予定表をご確認ください。**

また、組合よりお渡しさせていただいているファイル内にあるチェックシートで**自主点検を実施**していただき、監査がスムーズに行えるように準備をお願いいたします。

監査の際、指導となることが多い内容を紹介いたしますので、下記を参考に事前の確認・準備をお願いします。

■月の残業時間が45時間を超えた場合の届け出

月の残業時間が45時間をこえて残業を実施した場合には、実習機構に対して「**軽微変更届**」を提出する事が義務付けられています。これは「**月ごとに都度提出**」をしなければなりません。残業時間が規定を超えた場合には、組合への連絡と出勤簿(実習日誌)の提出をお願いいたします。

■実習日誌・有給休暇管理簿の記入漏れ

実習日誌や有給休暇管理簿をまとめて記入をしようとする、と、どんどん後回しとなり未記入や記入漏れを招くこととなります。日々の記入を心掛けてください。

■定期健康診断の実施

定期健康診断は1年ごとの実施が必要です。スケジュールを確保していただき実施してください。

■水光熱費の領収書未保管

技能実習生が使用する宿舍の水光熱費の領収書は、技能実習生が負担する水光熱費についての根拠となる資料となりますので、保管をお願いいたします。



■今後の行事予定

11月1日(火)	・技能実習生 入国対応 (カンボジア・ベトナム)	11月24日(木)	・ 技能評価試験 農業(初級) 会場：マイステイズプレミア成田
11月2日(水)	・ 技能評価試験 鉄工(上級) 会場：小松製作所	11月25日(金)	・ 技能評価試験 水産加工食品製造(初級) 会場：銚子市東部地区コミュニティセンター
11月8日(火)~ 18日(金)	・ 組合による監査	12月1日(木)	・ 技能評価試験 鉄工(上級) 会場：小松製作所
11月17日(木)	・ 技能実習生配属 ベトナム・カンボジア	12月8日(木)	・ 技能評価試験 噴霧塗装(初級) 会場：オートボデー佐久間
11月21日(月)	・ 農業技能評価試験勉強会 会場：組合事務所	12月14日(水)	・ 技能評価試験 とび(初級) 会場：茨城県職業人材育成センター
11月22日(火)	・ 水産技能評価試験勉強会 会場：組合事務所	12月16日(金)	・ 技能評価試験 型枠工事(初級) 会場：茨城県職業人材育成センター
	・ とび技能評価試験勉強会 会場：組合事務所	12月20日(火)	・ 技能評価試験 工業包装(初級) 会場：茨城県職業人材育成センター